

# 第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会

## 第53期第4回本審 議事録

1 日 時 令和3年8月23日（月） 9時30分～10時41分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟1階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、  
高峰委員、本田委員

（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、  
花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、近藤委員、坂本委員、  
原委員

【事務局】（熊本労働局） 佐保労働基準部長、渡邊賃金室長、奥山賃金指導官、秋吉専門監督官、中野専門監督官

4 議 題

- （1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について
- （2）地域別専門部会の廃止について
- （3）県及び経産省に対する中小企業への支援の要請について
- （4）その他

5 議事内容

賃金指導官 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第53期第4回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日の委員のご出席は14名でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は報道のため報道機関がいらっしゃっています。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

また、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づ

きまして、会議の公開の公示をいたしておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。

なお、恐縮ではありますが、本日、木下局長は急な所用で本日の会議を欠席しておりますが、本日予定されている諮問につきましては、指示を受けました佐保労働基準部長が代理してお渡しいたします。また、答申がなされた場合は、労働基準部長が代理して受け取らせていただき、すぐに局長に報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

高峰会長に議事進行をお願いしたいと思います。高峰会長よろしく願いいたします。

会長                   おはようございます。

全員                   おはようございます。

会長                   熊本も長雨がありまして、熊本市も大きな被害が出ております。今も続いています。今度は、コロナの感染拡大が続いております。

ただいま、お話がありましたように、熊本県最低賃金の改定決定につきまして、8月5日に答申をしました。この答申に伴い、本審議会では熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示というを行いましたところ、令和3年8月18日付で熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から異議申出がありました。この申出に対して諮問がございますので、局長を代理いたしまして、労働基準部長よりお願いしたいと思います。

基準部長               基準部長の佐保でございます。

最低賃金審議会の意見に関する異議申出に関する諮問でございます。熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、最低賃金法第11条第2項に基づく異議申出がありましたので、審議会の意見を求めます。よろしく願いいたします。

賃金指導官           それでは、審議に入りますので申し訳ありませんが、ここで一旦マスコミの方には退出をお願いいたします。

(マスコミ 退室)

会長                    それでは、諮問がありました異議申出についての審議を始めたいと思います。まず、事務局より異議申出の内容についてのご説明をお願いしたいと思います。

賃金室長              お手元にございます資料1と資料2、1枚ものでございますけれども、こちらの通り、今年も昨年同様、2件の異議申出がございました。

                          まず、資料1は8月18日付で熊本県労働組合総連合から提出された異議申出書で、資料2は同じく8月18日付で熊本県医療介護福祉労働組合連合会から提出された異議申出書でございます。

                          では、内容について概要をお読みいたします。資料1につきましては、熊本地方最低賃金審議会で議論がされ、28円引き上げて821円とする方針がされました。全国同額の目安が示されたことや過去最高額の引上げということに対しては、一定の評価をします。しかし、熊本の821円では年収165万にしかならず、明らかなワーキングプアです。単身世帯はもとより一人親家庭等被扶養者を抱える世帯においては、経済的な余裕もなく、就労等に不安が生じれば直ちに生活困窮に陥ってしまいます。

                          他方、イギリス、フランス、ドイツ、韓国では、コロナ禍においても最低賃金の大幅な引上げが行われています。GDPが大きく下落する一方で、株価は一度底をついたもののV字回復をして高水準を保ったということです。専門家さえ分析が困難なこの現象は、1980年代から40年近く世界を席卷してきた市場原理主義によって生み出されたグローバリゼーションによる金融資本主義＝マネーゲームに基づく経済のゆがみ、誤りに由来すると考えられます。この新自由主義経済という経済体制により、憲法25条を保障するはずの最低賃金が、現実の社会とも、憲法、最低賃金の立法趣旨ともかけ離れているにも関わらず、この間、低水準の最低賃金改定額を答申せざるを得ない中央及び地方最低賃金審議会の議論を苦しめている要因となっています。コロナ危機によるパンデミックを経験している今こそ、この国の経済の基本体制そのものに対する問題提起をする絶好の

機会です。「地方の最低賃金審議会」として求めるべき経済のあり方についてご検討いただき、政府に対し「地方の声」を強く発信していただくよう要望します。

熊本地方最低賃金審議会として、中小企業支援策を具体的に提起していただくことを求めます。具体的な方策としては、新型コロナ支援策の労働者救済が主体だった雇用調整助成金の手法を使い、労働者保護の目的で最低賃金を引き上げる企業に対して、厚労省が予算化し、それを保障する制度を確立することです。健全な経済の再生には、実体のない経済に頼ることなく、賃金を引き上げて消費を喚起することは欠かせません。コロナ禍を乗り越えるためにも、全国一律最低賃金1,500円の実現に向けて再審議していただくことを強く要望します。

資料2につきましては、また概要を説明いたします。コロナ禍・昨年7月豪雨の影響が続く中、28円を引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、答申された額においては、月155時間働いたとしても、12万7,255円、年152万程度しかならず、これでは生活できません。最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善は、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。

記1は「最低生計費試算調査」に取り組み、全国どこでも月額24万(時給1,500円)以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの水準に引き上げるべきです。記2は、答申では最低賃金の地域間格差は解消されません。地域に根づいた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって初任給月額の間格差が10万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。とございます。

以上、異議申出書の内容説明を終わります。

会長

ただいまの異議申出書、事務局からの説明について何かご質

問はございませんでしょうか。

質問がなければ、それぞれにご意見をいただきたいと思いません。本日は、労側、使側の意見を取りまとめて、審議会として局長に答申するという事を考えております。労使双方からの意見をまとめまして、それぞれに個別協議をお願いしたいと思いますけれども、個別協議の控室は、使側が10階大会議室、労側が9階小会議室であります。時間は20分程度予定していますけれども、よろしいですか。

使側委員、労側委員 はい。

会長 それでは、それぞれ20分ということで、再開を10時25分にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。協議が終わりましたら、それぞれにご意見をお伺ひしたいと思いますのでよろしくお願ひします。最初の順番は、使側から今回はいきたいと思ひます。

(労使個別協議、公使会議、公労会議)

会長 それでは、再開いたします。今回2件の異議申出がありました。それについて、使側、労側、それぞれご意見をお伺ひしました。使側は、ともに今回の答申が適当であるという結論に達しました。先ほど、公益の方でも議論をしまして、労側、使側の意見と同様、8月5日付の答申が適当であるという、それぞれ確認をいたしました。

それぞれ、今回の議論の過程の中では、幾つか大事な論点を持ってきたように思ひますので、また引き続いていろんな機会をとらえて議論を深めていきたいと思ひます。

それでは、答申文をまとめたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(答申案作成)

会長 お手元に事務局に作っていただいた答申文の案が配付されたかと思ひます。それでは、事務局に答申文(案)の朗読をお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。



基準部長            基準部長の佐保でございます。  
                         ただいま答申文を頂戴いたしました。すぐに局長に報告させていただきます。委員の皆様方には、暑い最中、非常に真摯な審議を進めていただきありがとうございました。  
                         事務局といたしましては、官公公示の手続きをいたしまして、10月1日発効のための事務処理を続けてまいります。本日は、どうもありがとうございました。

会長                 それでは、8月5日付の最低賃金の決定についての審議会における答申に関する異議申出の審議については、これで終了いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

賃金指導官         それでは、次の議題に入りますので、申し訳ありませんが、ここでマスコミの方には退出をお願いいたします。

(マスコミ 退室)

会長                 それでは、次の議題に入ります。地域別最低賃金に係る熊本県最低賃金専門部会の廃止についてでございますけれども、事務局からの説明をお願いいたします。

賃金室長            熊本県最低賃金専門部会の廃止についてでございます。熊本県最低賃金につきましては、7月下旬から8月上旬にかけ、5回の専門部会でご審議いただき、8月5日の第3回本審で改正答申となりました。

                         そして本日、8月23日の第4回本審におきまして、改正に係る異議申出の審議を行っていただいたところです。この答申を受け、熊本労働局長が地域別最低賃金の決定を行い、官報公示等の手続きを行うこととしております。手続き通り行いますと、10月1日金曜日からの発効となります。

                         ところで、最低賃金審議会令第6条第7項で「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」とされております。ここで、「その任務を終了したとき」とは、「当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了することを一つの基準とする。」とされております。従いまして、本日の第4回本審におきまして、専門部会の

任務が終了したものと解されますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長                    それでは、熊本県最低賃金専門部会について、今、説明がありましたように、局長が答申を受けて地域別最低賃金が決定されましたので、熊本県最低賃金専門部会の任務が終了しました。よって、当審議会の議決によって熊本県最低賃金専門部会を廃止いたします。

そういうことでよろしいでしょうか。

委員全員            はい。

会長                    一応、それで了解を取ったところでございます。

それでは、続きまして、8月5日に行われました答申で、中小企業の支援について熊本労働局にお願いする件について、労働局から説明があるとのこととあります。よろしく願いいたします。

賃金室長            それでは、資料ですけれども、熊本県知事に対する要請文と経済産業省九州経済産業局長に対する要請文、そして8月5日付の答申文の結果ですけれどもございますでしょうか。

それでは、こちらの資料に基づいてご説明をいたします。8月5日の答申を受け、熊本県知事へは、熊本労働局においては中小企業に対する支援として最低賃金引上げに対する「業務改善助成金」、新たに最低賃金を引き上げた中小企業における「雇用調整助成金」の要件緩和を行うこととしていることの周知広報への協力依頼に加え、県独自の中小企業への支援のさらなるご配慮をお願いすることをこの要請文でお願いをしております。

また、2枚目の経済産業省へは、熊本労働局の中小企業支援策の周知広報に加え、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備を訴え、さらなる「パートナーシップ構築宣言」推進を通じた取引環境整備についてのご配慮をお願いするという要請をこの文書で行う予定でございます。

また、こちらの色刷りのリーフレットは業務改善助成金のリーフレット、雇用調整助成金のリーフレット、あと熊本働き方改

革推進支援センター、この1枚ものの色刷りのリーフレットと3部ございますけれども、こちらもございますでしょうか。

まず、1枚目の業務改善助成金の拡充の周知については、雇用環境継続の面からリーフレットを関係団体100以上に、既にこれを送付しております。また、2枚目の雇用調整助成金の要件緩和の周知についてでございますけれども、この中身を見ますと、10月からの要件ということになっておりますので、今後、職業対策課から各団体へ周知を行う予定でございます。3枚目のリーフレットでございますが、これは労働関係助成金や賃金規定の見直し等の相談を窓口でしている熊本働き方革推進支援センターのリーフレットでございます。これにより周知等を行っていく予定でございます。

以上でございます。

会長

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

私から少し簡単に説明します。県知事に渡した文書、それから経産省九州経済産業局長の文書の中で、新型コロナウイルスの感染状況と、それから豪雨被害という影響が深刻なところもあるということを、資料3ですけれども、それぞれに加えていただきました。

それから、答申文の中に、特に熊本労働局に対して、「さまざまな関係機関への働きかけを強く要望する」という文言を入れましたので、それを受けて、熊本県知事と九州経済産業局長宛てに文書を出したと。特に、熊本県については、少し丸い表現になっておりますけれども、一番、後段の部分で「最低賃金の引上げを行われた中小企業へのさらなる支援をお願いいたします」ということで文言を入れてあります。これについて、よろしいでしょうか。ご意見等はございますか。

ないようでしたら、これを労働基準部長から、それぞれ出していただくことにしたいと思います。

それでは、最後に特定最低賃金専門部会の日程についてのご説明をお願いいたします。

賃金室長

特定最低賃金の審議日程予定につきましてご説明いたします。8月5日の第3回本審におきまして、改正決定についての諮問

が行われましたので、法令の規定により特定最低賃金専門部会を設置することになります。そのための労働者側委員、使用者側委員の推薦の公示を8月25日水曜日まで行い、9月上旬には専門部会委員の任命をさせていただく予定としております。関係労使の委員の方には、8月25日までに推薦いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

こちらの審議日程案の1枚ものをよろしいでしょうか。

特定最低賃金専門部会の審議につきましては、9月中旬～10月上旬まで、2部会、電気、輸送を開催し、10月14日木曜日までに答申いただきますと、例年通り12月15日水曜日発効にできます。そのため、この案にございますけれども、一番左側の欄の下から3段目、第5回本審を10月14日木曜日、午前10時から開催予定でございます。

公益の打ち合わせは30分ぐらいですので、9時半から公益と調整、本審議会を10時から行う予定でございます。また、特定最低賃金の異議申出があった場合には、下の欄、11月1日月曜日に午前中本審を10時から行う予定でございます。

昨年度は、この右側にございますが、特定最低賃金に対する異議申出はなかったので中止ということでございました。繰り返しますが、10月14日木曜日の午前、11月1日月曜日の午前中の予定を皆様よろしく願います。

また、先ほど申した特定最低賃金の日程調整につきましては、委員の皆様の出席可能な日程を調整した上で、改めてご連絡いたしますので、ご了承ください。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。確認です。今の日程で決まっているのは、8月25日までに労使それぞれ専門部会の委員の推薦をしていただくこと、それから本審としては10月14日木曜日ですね、これは午前中で決まっている。それから、異議があった場合は11月1日の本審が決まっているということですね。

今までの事務局の説明について何かご質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、最後になりますけれども、本日の議事録及び資料の公開、非公開については、公開ということしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全員

はい。

会長

公開ということにしたいと思います。

以上で本日の審議を終了したいと思います。お忙しい中、ありがとうございました。